

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 藤岡市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家に関する支援制度	助成	藤岡市空き家リフォーム補助金	①宅地建物取引業者を通じて1年以内に取得した空き家の工事であること ②市内に事業所を置く法人又は個人事業主が請け負う工事であること ③住宅の機能又は性能を維持し、又は向上させるための修繕、模様替え、設備更新等の工事であり、要する経費の総額が20万円以上であること ④交付申請を行う日の属する年度の2月末日までに完了する見込みの工事であること ほか	①補助対象住宅を生活の拠点とし、そこに住所を移転してから1年以内の者、又は、実績報告の日までに住所を移転する見込みの者 ②実績報告の日から5年間、当該住宅に継続して同居する見込みであること ③市町村税(特別区税を含む。)を滞納していないこと ほか	空き家バンクに登録された物件:500,000円 それ以外:300,000円 ※市外からの転入者はそれぞれ100,000円加算	1/2		随時 ただし、着工前に申請が必要	予算の範囲内	建築課	(代)0274-22-1211(内線2326) (直通)0274-40-2326	https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/2/076.html	
空き家に関する支援制度	助成	藤岡市空家解体補助金	①次の全てを満たす工事であること ・空家全てを解体する工事であること ・市内に事業所を置く法人又は個人事業主が請け負う工事であること ・建設業法別表第11に掲げる土木工事業・建設工事業・解体工事業のいずれかの許可または建設リサイクル法の登録を受けた者が請け負う工事であること ②解体する住宅が個人所有の一戸建て住宅で1年以上空家であること ③賃貸の事業に使用していないこと ほか	①空家の所有者またはその法定相続人 ②①が複数存在する場合は、解体の同意を全員に得ている人 ③空き家とその敷地の所有者が異なる場合は、敷地所有者全員から解体の同意を得ている人 ④市税等の滞納が無い人 ⑤過去にこの補助金を受けたことが無い人 ⑥暴力団と関係が無い人	200,000円 ※昭和56年以前に建設された空家を解体する場合、100,000円加算	1/3		随時 ただし、着工前に申請が必要	20件	建築課	(代)0274-22-1211(内線2326) (直通)0274-40-2326	https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/2/112.html	